小国町告示　第１０１号

町の歳入の徴収（及び収納）の事務を下記のとおり委託したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第２４３条の２第２項の規定により、告示する。

令和８年１０月２７日

小国町長　仁 科　洋 一

記

歳入の種類	委　託　先	期　間
白い森おぐに総合文化センター使用料徴収	おぐに白い森株式会社	令和８年１１月１日 ～ 令和９年３月３１日